

大通達甲（鑑識）第5号
大通達甲（情管）第25号
大通達甲（生企）第8号
大通達甲（刑企）第18号
大通達甲（交指）第4号
大通達甲（備一）第5号
令和元年7月17日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
各警察署長 殿

刑 事 部 長
警 務 部 長
生 活 安 全 部 長
交 通 部 長
警 備 部 長

デジタルカメラで撮影した写真の活用について（通達）

犯罪捜査に従事する警察職員が職務上デジタルカメラで撮影した写真の捜査書類への活用については、「デジタルカメラで撮影した写真の活用について」（平成25年7月31日付け大通達甲（鑑識）第1号、（情管）第6号、（生企）第11号、（刑企）第12号、（交指）第2号、（備一）第8号）に基づき運用しているところであるが、下記のとおり運用することとしたので、適正な運用及び管理に努められたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 目的

犯罪捜査に従事する警察職員が職務上デジタルカメラで撮影した画像情報の電磁的記録（以下「画像ファイル」という。）及びその記録に使用する専用の外部記録媒体（以下「画像ファイル媒体」という。）の取扱いについて必要な基本的事項を定め、もって撮影行為により機械的に作成された画像ファイルが一切編集、加工及び消去されないまま記録・保管されていることを担保することにより、デジタルカメラを犯罪捜査に活用することを目的とする。

2 画像ファイルの原本性の確保

画像ファイルを印画した写真を証拠として捜査書類に貼付する場合等には、公判等で当該写真の真正（撮影した対象の客観的な状況を機械的に記録したものであり、何ら恣意的な改変等が加えられてないことをいう。）を疑われることのないように、次のとおり必要な措置を講じて、撮影により記録されたまま一切編集、加工及び消去されていない画像フ

ファイル（以下「原画像ファイル」という。）を確保しておかなければならない。

- (1) 原画像ファイルを記録し、保管するための画像ファイル媒体（以下「原本媒体」という。）には、構造上、記録した原画像ファイルの編集、加工及び消去が不可能なものを使用するものとする。
- (2) 原本媒体に原画像ファイルを記録するまでの過程において、編集、加工及び消去の可能性を排除するための方策を講ずるものとする。そのため、原本媒体の作成過程においては、原画像ファイルの暗号化を行わないものとする。
- (3) 原本媒体に原画像ファイルを記録するまでの過程において、使用するデジタルカメラは、原本媒体に対応する機能を備えたものとする。

3 画像ファイル媒体の管理

(1) 適正管理

画像ファイル媒体は、滅失、毀損、変質、混合又は散逸することのないよう、定められた方法により、適切かつ組織的に管理し、個人でこれを保管してはならない。

なお、画像ファイル媒体には専用のもを使用することとし、その他の目的で利用する外部記録媒体と明確に区別して管理しなければならない。

(2) 管理体制の確立

次のとおり、画像ファイル媒体の管理責任者等を設置し、管理体制を確立するものとする。

ア 管理責任者

(ア) 画像ファイル媒体を総括的に管理する者として、警察本部の事件を担当する課（所及び隊を含む。）及び刑事部鑑識課（以下「事件担当課等」という。）並びに警察署に管理責任者を置く。

(イ) 管理責任者は、警察本部にあつては事件担当課等の長を、警察署にあつては警察署長をそれぞれもって充てる。

イ 取扱責任者

(ア) 管理責任者を補佐し、画像ファイル媒体を管理する者として、事件担当課等及び警察署に取扱責任者を置く。

(イ) 取扱責任者は、事件担当課等にあつては事件捜査を担当する課長補佐（課長補佐に準ずる職を含む。）を、警察署にあつては事件捜査を担当する課の長をそれぞれもって充てる。

ウ 取扱補助者

(ア) 取扱責任者の命を受け、画像ファイル媒体の管理を補助する者として、事件担当課等及び警察署の事件捜査を担当する課に取扱補助者を置く。

(イ) 取扱補助者は、取扱責任者が指定する者をもって充てる。

(3) 庁舎外への持ち出しの禁止

原本媒体の庁舎外への持ち出しは禁止する。ただし、取扱責任者が、業務上やむを得ないものであり、かつ、持ち出す原本媒体が必要最低限であることを確認した場合は、

この限りでない。

(4) 保管設備

画像ファイル媒体の保管設備については、施錠機能がある保管庫等とする。

4 原本媒体の保管期間

原本媒体の保管期間は、判決確定時又は公訴時効完成時までとする。ただし、特に必要と認める場合は、同期間を超えて保管することができる。

5 原本媒体の廃棄

原本媒体を廃棄する場合には、裁断その他の方法により、記録された原画像ファイルを復元できないようにしなければならない。

6 安全の確保

画像ファイル及び画像ファイル媒体を取り扱う際の情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、大分県警察における情報セキュリティに関する規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第20号）等の警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

7 その他

(1) 本通達の実施に必要な細目的事項については、事件担当課等の長が定める。

(2) 本通達は、所定の手続の下で捜査におけるデジタルカメラの活用範囲の拡大を認めるものであり、従来の態様によるいわゆるフィルムカメラ及びデジタルカメラの活用を否定するものではない。

(鑑 識 課 写 真 係)
(情 報 管 理 課 企 画 ・ 指 導 係)
(生 活 安 全 企 画 課 指 導 係)
(刑 事 企 画 課 指 導 係)
(交 通 指 導 課 交 通 事 故 捜 査 ・ 鑑 識 係)
(警 備 第 一 課 事 件 係)